

Vol.005
15 August, 2020

Plaza 通信 Vol.005
5 の内容

- ◇ 新しい在留資格「特定技能」施行から1年が過ぎて
- ◇ 新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金について

8月のプラザ

熊本市外国人総合相談プラザでは、ホームページや

Facebook から多様な情報を発信しています。

本格的な夏がはじまりました。新型コロナウイルス感染防止のための新しい生活様式を守りながらも熱中症対策を行いながら、少しでも快適な夏をお過ごしください。

当プラザは、8月15日以降は24日（月）がお休みになります。他は、午前10時から午後6時までオープンしています。

詳細・開設時間などは下記へ：

熊本市国際交流振興事業団

860-0806

熊本市中央区花畑 4-18

熊本市国際交流会館2階

TEL 096-359-4995

e-mail

soudan@kumamoto-if.or.jp



ホームページの QRコード



Facebook の QRコード

ぶらざ つうしん
Plaza 通信



たぶんかきょうせい かんが
～多文化共生を考える～

◇ 新しい在留資格「特定技能」施行から1年が過ぎて

特定技能は、深刻な人出不足にある14*の産業分野において、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況へ対応するため、一定の専門性・技能を有する即戦力となる外国人を受け入れていく制度です。2018年12月の臨時国会で可決・成立し、2019年4月1日より施行されました。

次の2種類があります。

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6ヶ月又は4ヶ月ごとの更新、通算で上限5年	3年、1年又は6ヶ月ごとの更新
技能水準	試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可能 (配偶者、子)
受入機関、登録支援機関による支援	対象	対象外

*①介護 ②ビルクリーニング ③素形材産業 ④産業機械製造業 ⑤電気・電子情報関連産業 ⑥建築 ⑦造船・船用工業 ⑧自動車整備 ⑨航空 ⑩宿泊 ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業

特定技能1号は14分野で受入可、特定技能2号は下線の2分野のみ受入可
上記の特定技能で働く外国人を受け入れるためには受入機関としての基準や義務があります。また受入機関から委託を受け特定技能1号の外国人支援計画を実施する登録支援機関制度があります。詳細はJITCO（公益財団法人国際人材協力機構）のホームページなどをご参照ください。

国は、初年度の特定技能で在留する外国人住民数を最大47,000人余りと想定しましたが、2020年3月末（令和元年度末）の特定技能1号の外国人住民数は、3,987人に留まりました。（出入国在留管理庁データ）



JITCOのホームページの QRコード

熱中症予防 のために！

「熱中症」は、高温多湿な所に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調整機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態です。屋外だけでなく屋内でも何もしないまま発症することがあり、場合によっては死亡することもあります。

体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症健康被害を防ぎましょう。

- 暑さを避ける
- こまめに水分を補給する

症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
- 頭痛、吐き気倦怠感、虚脱感
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、体が熱い

熱中症が疑われる人を見かけたら

- ⇒ 涼しい場所へ
- ⇒ からだを冷やす
- ⇒ 水分補給

※自分で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう！



熊本県の特定技能1号外国人住民について

2020年3月末の熊本県の特定技能1号の外国人住民数は、114人。内訳は、素形材産業分野2人、造船・船用工業分野12人、農業66人、飲食物品製造業分野33人、外食業分野1人。

現在、就労可能な在留資格として、特定技能と技能実習の在留資格が併行し、熊本県の2019年6月時点の技能実習の外国人住民数は8,126人で、最も多い在留資格になります。特定技能の70倍以上になります。

今後、少子高齢化が進展する中、持続可能な地域づくりを進展させていくには、外国人・日本人住民が共に活躍し、住み続けたい社会を作っていくことが重要になります。外国人住民の皆さんがより安心して定住していただける生活環境整備には、より安定した在留資格であることも重要なポイントです。

◇ 新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金について

厚生労働省の支援制度創設、7月10日より申請受付開始

厚生労働省より、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響による休業が長期化する中、特に資力や事務処理体制が十分でない場合が多い中小企業においては、休業手当の支払い能力がない等の理由により、事業主の命により休業させられながらも、賃金（休業手当）を受け取ることができない労働者が存在することから、こうした労働者に対して支援する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」（以下「休業支援金」といいます。）を創設し、令和2年7月10日より申請の受付を開始と案内がありました。

「休業支援金」の対象には外国人住民も含まれます

当該休業支援金の支給対象者には、日本国内で就労する外国人も含まれます。

厚生労働省では、当該休業支援制度の申請方法や申請書の書き方を、ホームページに、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語で掲載しています。

厚生労働省ホームページより：

事業主の皆様へ ～まずは雇用調整助成金の活用をご検討ください～

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、事業主の命により休業しており、休業手当を受け取ることができない労働者の方の生活の安定及び保護の観点から直接申請が可能な制度として創設されたものです。一方、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合に、労働基準法上、休業手当の支払義務が生じることとなり、支援金・給付金の支払いによって休業手当の支払義務が免除されるものではありません。

労働基準法上、休業手当の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金が、事業主が支払った休業手当の額に応じて支払われます。こうしたことも踏まえ、事業主の皆様には、雇用調整助成金をご活用いただき、雇用維持が図られるよう努めていただくようお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する厚生労働省ホームページのQRコード

熊本市の在留外国人(8月度速報)

在留外国人数/総人口 6,525人/732,776人(外国人比率 0.9%)

7月の
相談プラザ
相談件数
55件